



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次 規則

▽神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則
[福祉局国保年金医療課] 2543

告示

▽認定特定非営利活動法人の有効期間の更新（特定非営利活動法人東灘地域助け合いネットワーク） [企画調整局つなぐラボ] 2544
▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（千寿が丘自治会）
[企画調整局つなぐラボ] 2544
▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（塩屋柏台自治会）
[企画調整局つなぐラボ] 2545
▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（吉田町自治会）
[企画調整局つなぐラボ] 2545
▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（生田自治会）
[企画調整局つなぐラボ] 2546
▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（漆山自治会）
[企画調整局つなぐラボ] 2547
▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（多井畑東町自治会）
[企画調整局つなぐラボ] 2547
▽神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等
[行財政局業務改革課] 2548
▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（松宮台自治会）
[企画調整局つなぐラボ] 2548
▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（神戸北町桂木4丁目自治会）
[企画調整局つなぐラボ] 2549
▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（矢元台自治会）
[企画調整局つなぐラボ] 2550

▽指定代理納付者の指定（GMOペイメントゲートウェイ株式会社） [環境局業務課] 2550
▽災害対策基本法による指定緊急避難場所の指定 [危機管理室] 2551
▽災害対策基本法による指定緊急避難場所の指定の取消し [危機管理室] 2551
▽災害対策基本法による指定避難所の指定 [危機管理室] 2552
▽災害対策基本法による指定避難所の指定の取消し [危機管理室] 2552
▽生活保護法等による医療機関の指定 [福祉局保護課] 2552
▽生活保護法等による指定医療機関の名称の変更 [福祉局保護課] 2553
▽生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 2553
▽生活保護法等による施術者の指定 [福祉局保護課] 2554
▽生活保護法等による指定施術者の事業の廃止 [福祉局保護課] 2555
▽生活保護法等による介護機関の指定 [福祉局保護課] 2555
▽生活保護法等による指定介護機関の名称の変更 [福祉局保護課] 2556
▽生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 2557

公 告

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（三宮駐車場照明機器改修工事（その2）） [行財政局契約監理課] 2557
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（本山南小学校空調設備改修工事） [行財政局契約監理課] 2560
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（高取台中学校他2校空調設備改修工事） [行財政局契約監理課] 2562
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（マンホールポンプ施設電気設備工事） [行財政局契約監理課] 2564
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（西垂水99号線（舞子公園福田川線）舗装補修工事（その2）） [行財政局契約監理課] 2567

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（新港3突基部倉庫とりこわし工事） [行財政局契約監理課]	2570
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（有野小学校外壁改修他工事） [行財政局契約監理課]	2572
▽制限付一般競争入札による契約の締結（垂水小学校校舎棟建設工事その1） [行財政局契約監理課]	2574
▽農用地利用集積計画の決定（一般） [農業委員会事務局]	2577
▽農用地利用集積計画の決定（解除条件付） [農業委員会事務局]	2580
▽神戸農業振興地域整備計画の変更 [経済観光局農政計画課]	2583
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（東部市場仲卸売場棟店舗電気設備改修工事） [行財政局契約監理課]	2584
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（西落合小学校他1校給食室空調設備工事） [行財政局契約監理課]	2586
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（下山手水路撤去及び改修工事） [行財政局契約監理課]	2588
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（箕谷小学校他2校空調設備改修工事） [行財政局契約監理課]	2591
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（大日第7号線の1防災対策工事） [行財政局契約監理課]	2593
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（三宮中央歩道橋エスカレーター設置工事） [行財政局契約監理課]	2595
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（西大池第四住宅外壁改修他工事） [行財政局契約監理課]	2598
▽簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札による契約の締結（花隈町地区他污水管改築更新工事） [行財政局契約監理課]	2600
▽特定調達契約に係る随意契約による相手方の決定（令和3年度コンピュータソフトウェア調達） [行財政局契約監理課]	2604
▽建築協定書の公開による意見の聴取（神戸北町日の峰4丁目B地区建築協定） [建築住宅局建築指導部建築安全課]	2605
▽開発行為に関する工事の完了（西区玉津町ほか） [都市局指導課]	2606
▽総合評価落札方式一般競争入札による契約の締結（令和3年度路面下空洞調査業務） [建設局道路工務課]	2606

▽開発行為に関する工事の完了（西区伊川谷町） [都市局指導課]	2609
------------------------------------	------

水道局

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（須磨（友が丘）配水管取替工事No.4） [水道局配水課]	2610
---	------

交通局

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（西神中央駅ステンドグラス改修工事） [交通局経営企画課]	2613
---	------

訂正

▽令和3年4月13日付け神戸市公報第3704号中 [人事委員会事務局調査課]	2616
---	------

規 則

神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月21日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第11号

神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則（令和2年5月規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年5月条例第7号）附則第2項に規定する規則で定める日は、 <u>令和3年9月30日</u> とする。	神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年5月条例第7号）附則第2項に規定する規則で定める日は、 <u>令和3年6月30日</u> とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

神戸市告示第238号

次の特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項に係る有効期間の更新をしたので、同法第51条第5項により準用する同法第49条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月22日

神戸市長 久 元 喜 造

法人名	特定非営利活動法人東灘地域助け合いネットワーク
代表者	村山 メイ子
所在地	神戸市東灘区御影本町6丁目15番17号
目的	この法人は、高齢者や障害者をはじめとする地域住民に対し、生活支援・安全活動・子どもの健全育成・環境の保全及び福祉に関する事業を行うことにより地域社会の発展と福祉の向上に寄与することを目的とする。
有効期間	5年間（令和3年1月26日から令和8年1月25日まで）

神戸市告示第239号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月22日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称
千寿が丘自治会
- (2) 主たる事務所
神戸市西区高雄台30番1号
- (3) 代表者の氏名
志儀 英昭
- (4) 代表者の住所
神戸市西区高雄台23番20号

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名
「片岡 柁夫」を「志儀 英昭」に改める。
- (2) 代表者の住所
「神戸市西区高雄台28番7号」を「神戸市西区高雄台23番20号」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月11日

神戸市告示第240号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月22日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

塩屋柏台自治会

(2) 主たる事務所

神戸市垂水区塩屋北町4丁目7番24号

(3) 代表者の氏名

北川 豊

(4) 代表者の住所

神戸市垂水区塩屋北町4丁目14番9号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 令和2年4月1日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「佐伯 和成」を「角田 由紀」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市垂水区塩屋北町3丁目8番9号」を「神戸市垂水区塩屋北町4丁目14番7号」に改める。

(2) 令和3年4月1日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「角田 由紀」を「北川 豊」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市垂水区塩屋北町4丁目14番7号」を「神戸市垂水区塩屋北町4丁目14番9号」に改める。

神戸市告示第241号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月22日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

吉田町自治会

(2) 主たる事務所

神戸市兵庫区吉田町2丁目2番18号

(3) 代表者の氏名

丹松 義尊

(4) 代表者の住所

神戸市兵庫区吉田町2丁目24番3号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「荒木 健一」を「丹松 義尊」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市兵庫区吉田町2丁目31番5号」を「神戸市兵庫区吉田町2丁目24番3号」に改める。

3 変更の年月日

令和3年1月16日

神戸市告示第242号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月22日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

生田自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区伊川谷町有瀬1281番地の1

(3) 代表者の氏名

山崎 治一

(4) 代表者の住所

神戸市西区伊川谷町有瀬1310番地

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「森井 茂」を「山崎 治一」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市西区伊川谷町有瀬1416番地」を「神戸市西区伊川谷町有瀬1310番地」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月1日

神戸市告示第243号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月22日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

漆山自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区伊川谷町有瀬555番地の6

(3) 代表者の氏名

山本 恭稔

(4) 代表者の住所

神戸市西区伊川谷町有瀬508番地

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「今井 利憲」を「山本 恭稔」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市西区伊川谷町有瀬426番地」を「神戸市西区伊川谷町有瀬508番地」に改める。

3 変更の年月日

令和3年5月5日

神戸市告示第244号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月22日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

多井畑東町自治会

(2) 主たる事務所

神戸市須磨区多井畑東町31番地の1

(3) 代表者の氏名

遠藤 堅衛

(4) 代表者の住所

神戸市須磨区多井畑東町24番地の29

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「岡 望」を「遠藤 堅衛」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市須磨区多井畑東町7番地の7」を「神戸市須磨区多井畑東町24番地の29」に改める。

3 変更の年月日

令和3年5月23日

神戸市告示第260号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第8条第1項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年6月23日

神戸市長 久 元 喜 造

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様 式	書 体	
下水道使用料納入通知書	市長の印	2	隸書	方15

神戸市告示第261号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

松宮台自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区松宮台2丁目25番9号

(3) 代表者の氏名

田原 直子

(4) 代表者の住所

神戸市北区松宮台1丁目9番7号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「田代 英樹」を「田原 直子」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市北区松宮台1丁目4番10号」を「神戸市北区松宮台1丁目9番7号」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月18日

神戸市告示第262号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

神戸北町桂木4丁目自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区桂木4丁目1番地の110

(3) 代表者の氏名

池田 陽平

(4) 代表者の住所

神戸市北区桂木4丁目1番地の110

2 変更があった事項及びその内容

(1) 主たる事務所の所在地

「神戸市北区桂木4丁目2番地の100」を「神戸市北区桂木4丁目1番地の110」に改める。

(2) 代表者の氏名

「村角 周樹」を「池田 陽平」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市北区桂木4丁目2番地の100」を「神戸市北区桂木4丁目1番地の110」に改め

る。

3 変更の年月日

令和3年4月1日

神戸市告示第263号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月23日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

矢元台自治会

(2) 主たる事務所

神戸市垂水区西舞子8丁目5番30号

(3) 代表者の氏名

平岡 加奈恵

(4) 代表者の住所

神戸市垂水区西舞子8丁目5番32号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「中西 佐智子」を「平岡 加奈恵」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市垂水区西舞子9丁目12番5号」を「神戸市垂水区西舞子8丁目5番32号」に改める。

3 変更の年月日

令和3年5月30日

神戸市告示第269号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、神戸市会計規則（昭和39年3月規則第81号）第37条の2第6項の規定により告示する。

令和3年7月6日

神戸市長 久元喜造

1 指定代理納付者の指定を受けた者

東京都渋谷区道玄坂1丁目14番6号

GMOペイメントゲートウェイ株式会社

代表取締役 相浦 一成

2 指定代理納付者に納入させる歳入

大型ごみ処理手数料

3 指定代理納付者による代理納付を開始する日

令和3年8月1日

神戸市告示第270号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所を指定したので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年7月6日

神戸市長 久元喜造

施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類					指定避難所との重複
		洪水	崖崩れ, 土石流及び地滑り	地震	津波	大規模な火事	
灘の浜小学校	神戸市灘区摩耶海岸 通2丁目2番1号	1	1		1		○

※「対象とする異常な現象の種類」の凡例

災害対策基本法では、政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならないと定められていることから、各指定緊急避難場所が対象とする異常な現象の種類に「1」を記入している。

神戸市告示第271号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所の指定を取り消したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年7月6日

神戸市長 久元喜造

施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類					指定避難所との重複
		洪水	崖崩れ, 土石流及び地滑り	地震	津波	大規模な火事	
友生支援学校住吉分校	神戸市東灘区住吉東 町4丁目1番58号	1	1		1		○

※「対象とする異常な現象の種類」の凡例

災害対策基本法では、政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならないと定められていることから、各指定緊急避難場所が対象とする異常な現象の種類に「1」を記入している。

神戸市告示第272号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定に基づき、指定避難所を指定したので、同条第2項において読み替える同法第49条の4第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年7月6日

神戸市長 久元喜造

施設名	住所	指定緊急避難場所との重複
灘の浜小学校	神戸市灘区摩耶海岸通2丁目2番1号	○

神戸市告示第273号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第2項において読み替える同法第49条の6第1項の規定に基づき、指定避難所の指定を取り消したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年7月6日

神戸市長 久元喜造

施設名	住所	指定緊急避難場所との重複
友生支援学校住吉分校	神戸市東灘区住吉東町4丁目1番58号	○

神戸市告示第274号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年7月6日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	指定年月日
トアロード形成美容クリニック	神戸市中央区北長狭通3丁目12番15号	令和3年5月1日
井村歯科クリニック	神戸市東灘区田中町4丁目2番11号	令和3年5月1日
佐々木DENTAL OFFICE大丸須磨院	神戸市須磨区中落合2丁目2番4号	令和3年6月1日
医療法人LBJ神戸ハーバー歯科クリニック	神戸市中央区吾妻通5丁目2番20号	令和3年5月1日
水道筋薬局	神戸市灘区水道筋6丁目3番1号	令和3年6月1日
訪問看護ステーションおてだま	神戸市北区唐櫃台2丁目19番14号	令和3年5月1日
訪問看護ステーション あすの木	神戸市中央区八雲通1丁目1番22号	令和3年5月1日
訪問看護ステーションあどさぼ	神戸市中央区国香通2丁目3番9号	令和3年6月1日

神戸市告示第275号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年7月6日

神戸市長 久 元 喜 造

名 称	所 在 地	変更年月日
(新)訪問看護・リハビリステーションわたぼうし	神戸市須磨区妙法寺字藪中1242番地	令和3年5月1日
(旧)訪問看護ステーションわたぼうし		

神戸市告示第276号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援

に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年7月6日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
藤堂医院	神戸市東灘区森南町3丁目1番6号	令和3年5月31日
トアロード形成美容クリニック	神戸市中央区北長狭通3丁目12番15号	令和3年4月30日
神戸ハーバー歯科クリニック	神戸市中央区吾妻通5丁目2番20号	令和3年4月30日
こむぎ訪問看護ステーション	神戸市中央区旭通3丁目3番7号	令和3年4月30日

神戸市告示第277号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年7月6日

神戸市長 久元喜造

1 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
にしみや鍼灸整骨院	西宮 幹雄	神戸市灘区城内通2丁目1番20号	平成30年6月26日
ボディコンディショニング整骨院	遠藤 俊幸	神戸市中央区琴ノ緒町4丁目2番16号	令和3年5月31日

2 あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
訪問治療 喜朗	中川 芳朗	神戸市垂水区川原3丁目1番24号	令和3年5月25日
夢鍼灸マッサージ院	玉川 寛樹	神戸市東灘区住吉本町1丁目17番15号	令和3年6月4日
夢鍼灸マッサージ院	齊藤 雅也	神戸市東灘区住吉本町1丁目17番15号	令和3年6月4日
夢鍼灸マッサージ院	岩本 拓	神戸市東灘区住吉本町1丁目17番15号	令和3年6月4日

3 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
夢鍼灸マッサージ院	玉川 寛樹	神戸市東灘区住吉本町1丁目17番15号	令和3年6月4日
夢鍼灸マッサージ院	齊藤 雅也	神戸市東灘区住吉本町1丁目17番15号	令和3年6月4日
夢鍼灸マッサージ院	岩本 拓	神戸市東灘区住吉本町1丁目17番15号	令和3年6月4日

神戸市告示第278号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年7月6日

神戸市長 久元喜造

柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	廃止年月日
にしみや鍼灸整骨院	西宮 幹雄	神戸市灘区高羽町5丁目5番21号	平成30年6月25日

神戸市告示第279号

次の介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年7月6日

神戸市長 久元喜造

当該指定にかかる介護事業所の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービス種類
篠原あんしんすこやかセンター	神戸市灘区神ノ木通3丁目1番4号	医療法人愛和会	神戸市灘区神ノ木通4丁目2番15号	令和3年4月1日	介護予防支援・介護予防ケアマネジメン

					ト
グリーンリーフ高倉	神戸市須磨区高倉町1丁目6番24号	医療法人三友会	神戸市西区井吹台東町2丁目13番地	令和3年5月1日	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護
けあさぽーとスピナッチ	神戸市北区八多町下小名田294番地の1	株式会社スピナッチ	神戸市北区菖蒲が丘1丁目22番61号	令和3年1月1日	訪問介護

神戸市告示第280号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年7月6日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
(新)訪問看護・リハビリステーションわたぼうし (旧)訪問看護ステーションわたぼうし	神戸市須磨区妙法寺字藪中1242番地	医療法人社団林山朝日診療所	神戸市長田区林山町7番地の5	令和3年5月1日	訪問看護 介護予防訪問看護
ヘルパーステーションふれあい	(新)神戸市須磨区友が丘7丁目1番14号 (旧)神戸市須磨区北落合1丁目4番18号	ふれあい介護株式会社	神戸市須磨区友が丘7丁目1番14号	令和2年11月1日	訪問介護 介護予防訪問サービス 生活支援訪問サービス

神戸市告示第281号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年7月6日

神戸市長 久元喜造

当該廃止にかかる介護事業所の名称	当該廃止にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
篠原あんしんすこやかセンター	神戸市灘区福住通1丁目1番18号	医療法人愛和会	神戸市灘区神ノ木通4丁目2番15号	令和3年3月31日	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント
セントケア東灘	神戸市東灘区田中町1丁目1番15号	セントケア西日本（株）	神戸市中央区多聞通2丁目	令和3年4月15日	居宅介護支援
特定非営利活動法人わだち	神戸市長田区一番町5丁目1番1号	特定非営利活動法人わだち	神戸市長田区一番町5丁目	令和3年3月31日	訪問介護
けあさぽーとスピナッチ	神戸市北区八多町中860	株式会社スピナッチ	神戸市北区菖蒲が丘1丁目22番地の61	令和2年12月31日	訪問介護

公 告

神戸市公告第279号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月18日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	三宮駐車場照明機器改修工事（その2）
工事場所	神戸市中央区加納町6
完成期限	令和3年11月30日
工事概要	照明器具のLED化工事 一式

前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可
等級	電気一般A又はB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年6月18日（金）～6月25日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 令和3年6月28日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月29日（火）午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日時	令和3年6月30日（水）午前10時30分
方法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第280号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月18日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	本山南小学校空調設備改修工事
工事場所	神戸市東灘区本山南町8丁目2-1
完成期限	令和3年10月29日
工事概要	本山南小学校の既設空調設備の改修を行う、機械設備工事及び電気設備工事一式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	管工事業に係る建設業の許可
等級	管一般B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。

・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。
 ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
 ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年6月18日（金）～6月25日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 令和3年6月28日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月29日（火）午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日時	令和3年6月30日（水）午前10時30分
方法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第281号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月18日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	高取台中学校他2校空調設備改修工事
工事場所	高取台中学校：神戸市長田区高取山町1丁目1-1 友が丘中学校：神戸市須磨区友が丘7丁目283-1 横尾小学校：神戸市須磨区横尾5丁目3
完成期限	令和3年10月29日
工事概要	高取台中学校、友が丘中学校及び横尾小学校の空調設備改修工事に伴う、機械設備工事・電気設備工事1式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	管工事業に係る建設業の許可
等級	管一般A又はB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。

その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>
-----	--

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和3年6月18日（金）～6月25日（金）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）</p>
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年6月28日（月）午前9時～午後8時
-----	----------------------------

	第2日目 令和3年6月29日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年6月30日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市公告第282号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月18日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工 事 名	マンホールポンプ施設電気設備工事
-------	------------------

工事場所	神戸市北区有野町唐櫃フチ子垣（唐櫃フチ子垣マンホールポンプ施設）， その他市内15か所
完成期限	令和4年1月31日
工事概要	本工事は，マンホールポンプ施設（16か所）の動力制御盤の更新を施工するものであり，その概要は下記のとおりである。 1. マンホールポンプ施設電気設備工 1式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は，開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は，特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は，特定建設業許可を要します。
施工実績	下記(1)，(2)いずれかの実績があること。 (1) 下水道法上の，終末処理場又はポンプ場若しくは農業集落排水事業の集落排水処理施設において，主ポンプ設備（マンホールポンプ設備を含む）を新設又は更新する工事を，元請として平成18年度以降に完成させた施工実績があること。 (2) 下水道法上の，終末処理場又はポンプ場若しくは農業集落排水事業の集落排水処理施設において，主ポンプ設備（マンホールポンプ設備を含む），水処理設備又は汚泥処理設備に係る電気設備を含む工事（自社で製作した動力制御盤を用いたものに限る）を，元請として平成18年度以降に完成させた施工実績があること。 ただし，いずれの場合も，補修工事及び現在施工中の工事に係るものを除く。 また，共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。
その他	(1) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (2) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお，工事实績がない場合については，65点未満とみなす。 (3) 契約監理課発注工事を，低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し，開札予定日において施工中（落

札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。

- ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。

※なお、(2)(3)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(1)(2)(3)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和3年6月18日（金）～6月29日（火）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p> <p>※紙書類を郵送で提出する場合は、受付期間の最終日の午後5時までに契約監理課に必着のこと。</p> <p>※持参による場合は、本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時</p>
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	<p>第1日目 令和3年6月30日（水）午前9時～午後8時</p> <p>第2日目 令和3年7月1日（木）午前9時～午後3時</p>
方 法	<p>電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。</p>

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年7月2日（金）午前10時30分	
方 法	開札後，開札結果に応じて，以下の通知書を電子入札システムにより発行するので，その内容を確認し，印刷，保存すること。	
	ア 落札候補者がある場合	「保留通知書」
	イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は，無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり，又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は，兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市公告第283号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので，次のとおり公告します。

令和3年6月18日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工 事 名	西垂水99号線（舞子公園福田川線）舗装補修工事（その2）
工事場所	神戸市垂水区五色山1～3丁目
完成期限	令和3年10月29日
工事概要	舗装打換え工 工事延長L = 213m 全夜間施工 舗装版切断 = 120m 舗装版破碎（小規模）= 1,240㎡ 車道舗装工－1 = 1,180㎡ 車道舗装工－2 = 60㎡ 区画線工 L = 561m 昼間施工
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。

その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。
-----	------------------------------------

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	舗装工事業に係る建設業の許可
等級	舗装B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「舗装」を第1希望として登録していること。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当

該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

提出期間	令和3年6月18日（金）～6月25日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年6月28日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月29日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年6月30日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市公告第284号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月18日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	新港3突基部倉庫とりこわし工事
工事場所	神戸市中央区新港町9
完成期限	令和4年3月31日 ただし、予算繰越の上は令和4年10月31日
工事概要	東棟 SRC+RC造 7階建 約 8,627㎡ 解体撤去工事 一式 西棟 RC造 2階建 約 1,244㎡ 解体撤去工事 一式 屋外付帯施設 解体撤去工事 一式 上記にかかる屋外付帯工事 一式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	解体工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「解体」を希望業種として登録していること（希望順位は問わない）。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>
--	---

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1館2階
 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年6月18日（金）～ 7月2日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年7月5日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月6日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年7月7日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市公告第285号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月18日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	有野小学校外壁改修他工事
工事場所	神戸市北区藤原台中町3-17-1
完成期限	令和4年3月15日
工事概要	外壁改修工事 一式、便所改修工事 一式、屋上防水改修工事 一式、 屋根改修工事 一式、仮設便所設置工事 一式、 上記に伴う電気、機械設備工事 一式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可 下請契約の合計金額が6,000万円以上となる場合には、特定建設業の許可

	を必要とします。
等級	<p>建築一般A</p> <p>ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。</p>
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和3年6月18日（金）～7月2日（金）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）</p>
------	--

提出場所	契約監理課
------	-------

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年7月5日(月) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月6日(火) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年7月7日(水) 午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>)により見ることができます。

神戸市公告第286号

制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月18日

神戸市長 久元 喜造

1 入札に付する事項

工事名	垂水小学校校舎棟建設工事その1
工事場所	神戸市垂水区日向2-4-6
完成期限	令和5年3月15日
工事概要	校舎棟新設工事, 渡り廊下棟新設工事, 防火水槽・道路内雨水カルバート新設工事, 屋外付帯工事, 解体撤去工事, 北校舎棟改修工事
前払金	各会計年度ごとに, 当該年度の出来高予定額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は, 特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	特定建設工事共同企業体
構成員の数	2社又は3社
共同企業体の各構成員(代表者を含む)に関する条件	
建設業の許可	建築工事業に係る特定建設業の許可
経営事項審査の結果点数	経営事項審査の結果において, 建築一式工事の総合評定値が900点以上, ただし, 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において, 審査基準日から1年7月を経過していないものに限る。
等級	建築A
その他	神戸市内に本店又は支店若しくはこれに準じるものを有すること。 うち1社以上は神戸市内に本店を有するものであること。
共同企業体の代表者に関する条件	
経営事項審査の結果点数	経営事項審査の結果において, 建築一式工事の総合評定値が, 神戸市内に本店を有する場合は1,000点以上, 支店若しくはこれに準じるものを有する場合は1,130点以上であること。 ただし, 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において, 審査基準日から1年7月を経過していないものに限る。
その他	出資比率が, 構成員中最大であること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については, 入札説明書等によります。

5 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出方法

受付期間	令和3年6月18日(金)~7月2日(金)
------	----------------------

	<p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く，電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p> <p>※紙書類を郵送で提出する場合は，受付期間の最終日の午後5時までに契約監理課に必着のこと。</p> <p>※持参による場合は，神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く午前9時～正午，午後1時～午後5時</p>
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	<p>第1日目 令和3年7月26日（月）午前9時～午後8時</p> <p>第2日目 令和3年7月27日（火）午前9時～午後3時</p>
方 法	<p>電子入札システムにより，当該入札案件を検索の後，当該入札案件について「入札書」を送信した後，「入札書」，「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し，印刷，保存すること。なお，「内訳書」の提出については入札説明書等によります。</p>

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年7月28日（水）午前10時30分
方 法	<p>開札後，開札結果に応じて，以下の通知書を電子入札システムにより発行するので，その内容を確認し，印刷，保存すること。</p> <p>ア 落札者がある場合 「落札者決定通知書」</p> <p>イ 低入札価格調査の実施等により保留する場合 「保留通知書」</p> <p>ウ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」</p> <p>エ 再入札の場合 「再入札通知書」</p>

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は，無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり，又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

- (1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手	無
-----------------------------------	---

方との随意契約により締結する予定の有無

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第287号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和3年6月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、
存続期間並びに借賃及びその支払の方法
別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件
別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
 - (1) 借賃の支払猶予
利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、
利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をす
ることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
 - (2) 借賃の減額
利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別
表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、
甲に対して借賃の減額を請求することができる。
減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、
神戸市が認定した額とする。
 - (3) 解約権の留保の禁止
甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。
ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約す
ることができる。また、乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）
第20条に規定する知事の承認を受けたときは、農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借
を解除することができる。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

ただし、兵庫六甲農業協同組合（農地利用集積円滑化団体）、（公社）ひょうご農林機構（農地中間管理機構）については、この限りではない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生

じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表

利用権の設定を受ける者(乙)		利用権の設定を受ける土地			利用権の設定を行う者(甲)		設定を受ける利用権					
氏名	住所	所在及び地番	地目	面積(m ²)	氏名	住所	種類	内容(土地の利用目的を含む。)	始期	存続期間(終期)	借賃(年額)	借賃の支払の方法
藤井 末治郎	神戸市西区平野町	神戸市西区平野町中津字池ノ下2748	田	3,639	山口 和義	神戸市西区平野町	賃借権	水田として利用	本公告の日	令和4年3月31日	32,500円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
渡邊 宏	兵庫県加古郡稲美町	神戸市西区神出町廣谷字西口428	田	2,074	長谷川 正臣	兵庫県加古郡播磨町	賃借権	水田として利用	本公告の日	令和5年3月31日	20,000円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
		神戸市西区神出町廣谷字中通487-1	田	1,638							16,000円	
乗本 章	神戸市北区大沢町	神戸市北区大沢町簾字滝の平961	田	1,445	乗池 登代子	神戸市北区大沢町	使用貸借による権利	水田として利用	本公告の日	令和5年12月31日		
		神戸市北区大沢町簾字滝の平962	田	2,087				普通畑として利用				
		神戸市北区大沢町簾字野手943	畑	422				水田として利用				
		神戸市北区大沢町簾字野手944	田	1,722								
		神戸市北区大沢町簾字柿ヶ淵971-1	田	11								
		神戸市北区大沢町簾字柿ヶ淵971-2	田	902								
長田 陽子	神戸市北区山田町	神戸市西区押部谷町西盛字大垣内368-1	田	777	岩本 徹	神戸市西区押部谷町	賃借権	水田として利用	本公告の日	令和6年3月31日	9,324円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
		神戸市西区押部谷町西盛字大垣内368-2	田	1,173							14,076円	
		神戸市西区押部谷町西盛字大垣内370-1	田	672							8,064円	
渡邊 宏	兵庫県加古郡稲美町	神戸市西区神出町東字堀切2341	田	1,571	大西 次丸	神戸市西区神出町	賃借権	水田として利用	本公告の日	令和6年3月31日	12,560円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
八木 陽一	神戸市北区藤原台北町	神戸市北区八多町屏風字前田2081	田	1,114	上畑 穰	神戸市北区八多町	賃借権	水田として利用	本公告の日	令和7年12月31日	7,000円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
		神戸市北区八多町屏風字榎谷2166	田	1,886							8,000円	
金月 幸秀	神戸市西区	神戸市西区伊	田	850	小橋 朋子	神戸市須磨	賃借権	水田として	本公告の	令和8年	4,479円	毎年12月20

	伊川谷町	川谷町小寺字 タンゾ327-1		の内 640	寺澤 充代	区白川台 神戸市西区 伊川谷町	利用	日	3月31日		日までに当 該年度に係 る借賃の全 額を甲の指 定する預金 口座へ振り 込む。	
		神戸市西区伊 川谷町小寺字 タンゾ331	田	510								3,569円
		神戸市西区伊 川谷町小寺字 シコ谷433-1	田	279								1,952円
株式会社 近藤農産 代表取締役 近藤 良典	神戸市西区 神出町宝勢 1354	神戸市西区神 出町宝勢字下 場中島2126	田	1,808	藤田 清文	神戸市西区 神出町	賃借権	水田として 利用	本公告の 日	令和8年 3月31日	19,888円	毎年度12月20 日までに当 該年度に係 る借賃の全 額を甲の住 所へ持参す る。
		神戸市西区神 出町池田字 十五割400-2	田	1,745							19,195円	
公益社団法人 ひょうご農 林機構 理事長 新岡 史朗	神戸市中央 区下山手通 5丁目7-18	神戸市北区道 場町塩田字東 灯籠729-1	田	1,057	宇津 英人	神戸市北区 道場町	賃借権	水田として 利用	令和3年 6月30日	令和13年 7月31日	10,570円	毎年度12月 中に乙の指 定する方法 で支払う。
公益社団法人 ひょうご農 林機構 理事長 新岡 史朗	神戸市中央 区下山手通 5丁目7-18	神戸市北区八 多町附物字八 坂936-1	田	1,619	八坂 琴恵	神戸市北区 八多町	使用貸 借による 権利	水田として 利用	令和3年 6月30日	令和13年 7月31日		
公益社団法人 ひょうご農 林機構 理事長 新岡 史朗	神戸市中央 区下山手通 5丁目7-18	神戸市北区大 沢町上大沢字 西小谷2190	田	2,061	小西 篤信	神戸市北区 大沢町	賃借権	水田として 利用	令和3年 6月30日	令和13年 7月31日	16,500円	毎年度12月 中に乙の指 定する方法 で支払う。
公益社団法人 ひょうご農 林機構 理事長 新岡 史朗	神戸市中央 区下山手通 5丁目7-18	神戸市西区岩 岡町岩岡字谷 北410-1	田	358	住江 多美 子	神戸市西区 岩岡町	賃借権	水田として 利用	令和3年 6月30日	令和13年 7月31日	3,580円	毎年度2月 中に乙の指 定する方法 で支払う。
		神戸市西区岩 岡町岩岡字谷 北410-2	田	2,000							20,000円	

神戸市公告第288号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和3年6月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、

存続期間並びに借賃及びその支払の方法

別表のとおり

5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件

別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。

減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、神戸市が認定した額とする。

(3) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

ただし、兵庫六甲農業協同組合（農地利用集積円滑化団体）、（公社）ひょうご農林機構（農地中間管理機構）については、この限りではない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 契約の解除

甲は、乙が該当土地を利用していないと認められる場合には貸借契約を解除するものとする。

(11) 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況については、毎事業年度の終了後3月以内に農業委員会あてに農地法施行規則第60条の2に定めるところにより報告しなければならない。

(12) 市長による勧告

市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア 乙が目的物において行う耕作（又は養畜）の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しないとき。

(13) 市長による農用地利用集積計画の取消

市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借権又は使用貸借権の解除をしないとき。

イ 乙が(12)の勧告に従わなかったとき。

(14) 貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙が、その終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原

状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により過失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

(15) 違約金の支払い

甲の責めに帰されない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙が、甲に対し賃借料の1年分に相当する金額を違約金として支払う。

(16) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表

(解除条件付)

利用権の設定を受ける者(乙)		利用権の設定を受ける土地			利用権の設定を行う者(甲)		設定を受ける利用権					
氏名	住所	所在及び地番	地目	面積(m ²)	氏名	住所	種類	内容(土地の利用目的を含む。)	始期	存続期間(終期)	借賃(年額)	借賃の支払の方法
株式会社和上の郷代表取締役中川 大輔	大阪市淀川区十三東1丁目20番3号ザ・グランビュール大阪2階	神戸市北区八多町西畑字住吉965-1	畑	1,452の内 8.76	大内 祐二	神戸市北区八多町	賃借権	普通畑として利用	本公告の日	令和4年12月31日	690円	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
		神戸市北区八多町西畑字住吉965-2	畑	178の内 1.06							83円	
		神戸市北区八多町西畑字住吉967-1	畑	2,058の内 32.06							2,523円	
		神戸市北区八多町西畑字住吉967-2	畑	325の内 4.11							324円	
		神戸市北区八多町西畑字住吉968-1	田	1,354の内 27.00							2,125円	
		神戸市北区八多町西畑字住吉968-2	田	347の内 5.11				402円				
一般社団法人つなぐ福祉会代表理事香川 真二	神戸市西区春日台5丁目8-9	神戸市西区平野町西戸田字山ノ下150-1	田	1,501	山口 昂起	神戸市西区平野町	賃借権	水田として利用	本公告の日	令和13年3月31日	30,020円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。

神戸市公告第289号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、神戸農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、同法第11条第2項に基づき提出のあった意見書の要旨及び処理結果とともに公告します。

なお、当該変更後の神戸農業振興地域整備計画書は、神戸市経済観光局農政計画課において縦覧に供します。

令和3年6月21日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

意見書の要旨

意見書の提出なし

神戸市公告第295号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月23日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	東部市場仲卸売場棟店舗電気設備改修工事
工事場所	神戸市東灘区深江浜1-1
完成期限	令和4年1月21日
工事概要	東部市場仲卸売場棟B電気室系統の店舗電気設備改修工事一式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可
等級	電気一般A又はB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしてい

ること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
- ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。

※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年6月23日（水）～6月29日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年6月30日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月1日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年7月2日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

ウ 再入札の場合

「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市公告第296号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工 事 名	西落合小学校他1校給食室空調設備工事
工事場所	神戸市須磨区西落合7丁目1-3他
完成期限	令和3年9月17日
工事概要	西落合小学校及び小寺小学校の給食室に空調機を新設する工事一式
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	管工事業に係る建設業の許可
等級	管一般B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請

	負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和3年6月23日（水）～6月29日（火）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p>
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年6月30日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月1日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年7月2日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市公告第297号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工事名	下山手水路撤去及び改修工事
工事場所	神戸市中央区下山手通8丁目他
完成期限	令和3年11月30日
工事概要	第1工区 撤去工 1式, インターロッキングブロック舗装工 46㎡, A s 舗装工 22㎡, 街渠工 8 m, 付帯工 1式 第2工区 U型側溝工 5 m, A s 舗装工 6㎡, 付帯工 1式
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可
等級	土木C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。),及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。 ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式

である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

提出期間	令和3年6月23日（水）～6月29日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年6月30日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月1日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年7月2日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第298号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月23日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	箕谷小学校他2校空調設備改修工事
工事場所	箕谷小学校：神戸市北区松が枝町1丁目11 泉台小学校：神戸市北区泉台3丁目1-4 花山小学校：神戸市北区花山東町3-1
完成期限	令和3年10月29日
工事概要	箕谷小学校、泉台小学校及び花山小学校の既設空調設備の改修を行う機械設備工事一式。 上記に伴う電気設備工事 一式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	管工事業に係る建設業の許可
等級	管一般A又はB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に

合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。

(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。

・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。

・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。

※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年6月23日(水)～6月29日(火) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内(午前9時～午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 令和3年6月30日(水) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月1日(木) 午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年7月2日（金）午前10時30分	
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。	
	ア 落札候補者がある場合	「保留通知書」
	イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第299号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工 事 名	大日第7号線の1防災対策工事
工事場所	神戸市長田区丸山町1丁目
完成期限	令和3年12月17日
工事概要	ポケット式落石防護網工，モルタル吹付工
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業又はとび・土工工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「法面処理」を登録業種としていること（希望順位は問わない）。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和3年6月23日（水）～6月29日（火）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）</p>
------	---

提出場所	契約監理課
------	-------

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年6月30日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月1日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年7月2日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市公告第300号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月23日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工 事 名	三宮中央歩道橋エスカレーター設置工事
工事場所	神戸市中央区三宮町1丁目
完成期限	令和4年2月28日
工事概要	土木工事, 昇降機工事
前 払 金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
そ の 他	この入札は, 開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は, 特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	鋼構造物工事業に係る建設業の許可及び土木工事業に係る建設業の許可 ただし, 下請金額の総額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる場合は, 特定建設業許可を要します。
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「橋梁」を登録業種としていること(希望順位は問わない)。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を, 開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合, 次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し, 検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお, 工事实績がない場合については, 65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を, 低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し, 開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合, 次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し, 検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお, 工事实績がない場合については, 70点未満とみなす。 <p>※なお, (3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは, 契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。), 及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお, (2)(3)(4)中の「開札予定日」は, 事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」, 事前審査型である場合に</p>

は「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年6月23日（水）～7月6日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年7月7日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月8日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年7月9日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第301号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月23日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	西大池第四住宅外壁改修他工事
工事場所	神戸市北区西大池2丁目6
完成期限	令和3年12月23日
工事概要	<p>共同住宅208号棟(46戸)：7階建て、平成10年度建設、鉄筋コンクリート造 延べ床面積 約3,573㎡</p> <p>共同住宅209号棟(51戸)：8階建て、平成10年度建設、鉄筋コンクリート造 延べ床面積 約3,854㎡</p> <p>共同住宅210号棟(47戸)：6階建て、平成10年度建設、鉄筋コンクリート造 延べ床面積 約3,668㎡</p> <p>共同住宅211号棟(42戸)：8階建て、平成10年度建設、鉄筋コンクリート造 延べ床面積 約3,394㎡</p> <p>集会所1棟：平屋建て、平成10年度建設、鉄筋コンクリート造 延べ床面積 約169㎡</p> <p>自転車置場4箇所：平屋建て、平成10年度建設、鉄筋コンクリート造 延べ床面積 約191㎡</p>
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	<p>建築工事業に係る建設業の許可</p> <p>下請契約の合計金額が6,000万円以上となる場合には、特定建設業の許可を必要とします。</p>

<p>等級</p>	<p>建築一般A ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。</p>
<p>その他</p>	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。 ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

<p>受付期間</p>	<p>令和3年6月23日（水）～7月6日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p>
<p>提出場所</p>	<p>契約監理課</p>

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年7月7日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月8日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年7月9日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市公告第302号

簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工事名	花隈町地区他污水管改築更新工事
工事場所	神戸市中央区花隈町他
完成期限	令和4年11月30日
工事概要	管きょ更生工 φ200mm L=60.99m, φ250mm L=1,504.87m 管きょ工(開削) K1φ200mm L=22.30m, K1φ250mm L=148.17m 管きょ撤去工(開削) φ150mm L=4.38m, φ250mm L=3.85m マンホール工一式, 取付管及びます工一式
前払金	初年度に全体の請負額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う
その他	この入札は, 簡易型(実績確認型)総合評価落札方式を適用し, 開札後に入札参加資格の審査を行う。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は, 特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業又はとび・土工工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる場合は, 特定建設業許可を要します。
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「管更生」を希望業種として登録していること(希望順位は問わない)。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 公益財団法人「日本下水道新技術機構」の建設技術審査証明を有する管更生工法で, 当該工事の全ての本管径に対応するいずれかの工法の使用が可能であること。また, 配置予定技術者については, 次の①及び②に該当する技術者とする。こと。 ① 上記工法に関する施工監理技術の研修又は講習を修了した者。 ② 下水道管路更生管理技士(一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会), 下水道管路管理専門技士(修繕・改築部門)(公益社団法人 日本下水道管路管理業協会)又は, 下水道管きょ更生施工管理技士(一般社団法人 日本管更生技術協会)の資格を有する者。 (4) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を, 開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合, 次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し, 検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお, 工事实績がない場合については, 65点未満とみなす。 (5) 契約監理課発注工事を, 低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査

基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
- ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。

※なお、(4)(5)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(2)(4)(5)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 総合評価に関する事項

評価基準	評価基準として、企業の施工能力等に係る評価項目及びその配点を設定する。詳細は入札説明書による。
評価の方法	評価は、標準点（100点）に入札参加者の企業の施工能力等に係る加算点を加えた技術評価点を当該入札者の入札価格（消費税相当額を除く。以下同じ。）で除す次式で得られた評価値により行う。 $\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格} \times 10,000,000 \text{ (小数点第4位切捨て)}$

4 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

5 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	令和3年6月23日（水）～7月6日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

7 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年7月7日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月8日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について

「内訳書」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。

8 技術資料提出の日時及び方法

技術資料の提出は原則として電子メールによるものとします。やむを得ない場合、持参または事業者の費用負担による郵送（簡易書留郵便）を認めます。

(1) 電子メールの場合

日 時	令和3年7月7日（水）午前9時～令和3年7月8日（木）午後3時
方 法	技術資料を添付し、次のアドレスへ送信すること。 nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp

(2) 持参の場合

日 時	第1日目 令和3年7月7日（水）午前9時～正午、午後1時～午後5時 第2日目 令和3年7月8日（木）午前9時～正午、午後1時～午後3時
場 所	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 契約監理課

(3) 郵送の場合

方 法	技術資料を封筒（様式は自由）に入れ、封筒の表に「技術資料在中」と朱書し、簡易書留郵便で送付すること。
日 時	令和3年7月8日（木）の午後5時までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。
あて先	契約監理課

9 開札予定日時及び方法

(1) 入札価格の開札

日 時	令和3年7月9日（金）午前10時30分を予定
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 技術資料の審査等により保留する場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

(2) 評価値による開札

日 時	令和3年7月16日（金）午前10時30分を予定
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

10 落札候補者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内かつ、最低制限価格又は失格基準価格以上の価格をもって入札した者であり、技術評価点が標準点(100点)以上である入札者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により、落札候補者を決定する。

11 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号。)第7条第2号の規定により免除します。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

13 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>)により見ることができます。

神戸市公告第303号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年6月23日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る物品等の名称
令和3年度コンピュータソフトウェア調達
- 2 数量
一式
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局契約監理課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 随意契約の相手方を決定した日
令和3年6月10日

5 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社大塚商会 神戸支店

支店長 脇田 昭彦

神戸市中央区磯上通8丁目3番5号

6 随意契約に係る契約金額

346,407,600円

7 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第5項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

8 随意契約による理由

現在、Microsoft Ireland Operations Limited と締結している2020年6月1日を始期とする3年間のエンタープライズサブスクリプション加入契約（ESA契約）については、当該ESA契約にリセラーの名称が明記されており、契約期間中は原則として同一のリセラーを通してライセンスを購入することを前提とした契約形態である。また、現時点ではリセラーとの間に販社を入れた契約形態が認められていないため、現行ESA契約の2年目にあたる令和3年度のMicrosoftライセンス調達（ライセンス期間2021年6月～2022年5月）について、当該ESA契約のリセラーである大塚商会との間で随意契約を行うものである。

神戸市公告第304号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和3年6月23日

神戸市長 久元喜造

1 建築協定の名称

神戸北町日の峰4丁目B地区建築協定

2 建築協定区域の位置

神戸市北区日の峰4丁目9番地の1 他

3 公開による意見の聴取の開催日時

令和3年7月13日（火）

13時30分から14時00分まで

4 公開による意見の聴取の場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

三宮国際ビル5階

建築住宅局建築指導部大会議室

5 連絡先

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課

電話(078)595-6555

神戸市公告第313号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和3年7月6日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区玉津町二ツ屋字角谷101番，102番，106番，107番，107番59，107番91の一部，107番110の一部，107番132，107番133，107番135，107番136，107番151の一部，107番152，玉津町二ツ屋字東山89番5の一部，89番10の一部，89番20，99番13の一部，玉津町二ツ屋字青谷29番，玉津町水谷字青谷375番1の一部，377番2，385番1，390番1，390番3，櫛谷町松本字小田190番の一部，194番2，194番4の一部，櫛谷町松本字下谷221番3，234番1の一部，234番4，234番9，234番10の一部の内1工区及び2工区

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号

川崎重工業株式会社

代表取締役 橋本 康彦

3 許可番号

令和2年2月26日 第7014号

神戸市公告第314号

総合評価落札方式一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年7月6日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

委託名	令和3年度路面下空洞調査業務
業務概要	本業務は、神戸市の管理する道路において、安全・円滑な交通を確保するための道路の維持管理に資することを目的に、路面下の空洞状況を調査し、把握するものです。
履行場所	神戸市一円
履行期間	契約締結の翌日から令和4年1月31日まで

2 担当部局

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸4階

① 神戸市建設局道路管理課

TEL078-595-6383, FAX078-595-6379

② 神戸市建設局道路工務課

TEL078-595-6423, FAX078-595-6419

3 入札手続の種類

この案件は、入札手続において提案書の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等（以下「技術等」という。）と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を採用します。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすこととします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和2, 3年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 政令指定都市規模以上の団体（国土交通省、都道府県など）において、路面下空洞調査業務の実績を有する者であること（特別区を含む）。

5 総合評価に関する事項

- (1) 入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）の算出方法は次のとおりです。

価格点 = $(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{価格点に配分された得点の満点}$ （価格点は、小数点第1位を四捨五入するものとします。）なお、価格点に配分された得点の満点は20点とします。

- (2) 技術などに対する得点（以下「技術点」という。）については、入札説明書の「19落札者決定基準」に従い、評価し得点を与えるものとします。

技術点 = $(\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計}) \times \text{技術点に配分された得点の満点}$ （技術点は、小数点第1位を四捨五入するものとする。）なお、技術点に配分された得点の満点は60点とします。

- (3) 総合評価は、入札者の価格点と技術点を合計した値（以下「総合評価点」という。）をもって行います。総合評価点 = 価格点 + 技術点（価格点：技術点 1：2）

6 参加表明書、入札説明書、仕様書などの交付の期間および方法

- (1) 交付期間

令和3年7月6日（火曜）から8月20日（金曜）

- (2) 交付方法

原則、神戸市ホームページへ掲載を行います。ホームページからのダウンロードが困難な場合は、2担当部局（②建設局道路工務課）で配布します。

担当部局での配布は、土曜・日曜・祝日を除く9時から12時、13時から17時までとします。

7 入札参加者に必要な資格の審査など

この入札に参加する者に必要な書類などは下記のとおりとし、提出期限、方法および審査の結果の通知方法などについては、入札説明書によります。

- ①参加表明書
- ②技術提案書
- ③入札書および業務内訳書
- ④その他必要書類（以下、①～④を総じて「提案書等」という。）

8 提案書等の提出期限日および方法

日 時	令和3年8月20日（金曜）17時まで
提出場所	〒651-0084 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸4階 神戸市建設局道路工務課
方 法	<p>(1) 提出部数は1部とします。</p> <p>(2) 原則、郵送にて提出することとし、電送（FAX、電子メール等）によるものは認めません。また、一般書留または簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けません。</p> <p>期日までの郵送が困難な場合に限り、持参による提出も可とします。その際に、入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出して下さい。持参の場合、土曜・日曜・祝日を除く9時～12時、13時～17時まで提出して下さい。</p> <p>(3) 入札書および業務費内訳書（以下、「内訳書」という。）は一つの封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印で封印し、提出して下さい。封筒には委託業務名、入札書在中、並びに入札者名を記載して下さい。</p> <p>(4) 参加表明書、技術提案書およびその他必要書類については、(2)の封筒とは別の封筒とし、封筒には委託業務名、入札者名を記載し、提出して下さい。</p>

9 開札予定日時および方法

日 時	令和3年9月13日（月曜）15時（予定）
場 所	〒651-0084 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸5階 神戸市建設局 会議室
方 法	<p>(1) 入札書は、上記の日時、場所において開札し、内訳書は入札書の開札後に全ての入札者について確認を行うものとします。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとします。</p> <p>(2) 提出した入札書および内訳書は、追加、訂正、差替えまたは撤回をすることができません。また、提出した提案書等についても、追加、訂正、差替えまたは撤回をすることができません。</p>

10 落札者の決定方法

- (1) 次のいずれの要件にも該当する者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とします。
- ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - イ 評価項目のうち「必須とする評価項目」については、入札説明書の「19落札者決定基準」に示す最低限の要求要件（「必須の要求要件」という。）を全て満たしていること。（なお、必須の要求要件を満たしていないもの（記載がない場合を含む。）は失格として取扱います。）

(2) 総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、技術点の高い者を落札者とします。この場合において、技術点および価格点ともに同点である者が2者以上あるときは、入札価格が低い方を落札者とし、入札価格も同額である場合は、くじにより落札者を定めるものとします。(くじの日時および場所については、別途指示します。)

(3) 入札説明書に基づかない提案書等については、評価の対象とせず失格とする場合があります。

(4) 当該業務は、最低制限価格を設定するものであり、最低制限価格を下回る価格での入札は失格とします。

11 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。)第7条第2号の規定により免除します。

12 入札の無効

(1) 神戸市契約規則第12条各号に該当するとき。

(2) 一つの入札者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とします。

(3) 「8 提案書等の提出期限日および方法」の方法によらないで提出された提案書等(期限までに到達しなかった場合を含む。)は、これを無効とします。

(4) 提案書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとします。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時に4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとします。

(5) 内訳書を確認し、記載すべき重要事項が欠けている、内訳書の合計価格と入札価格が異なる場合など、業務を確実に履行することができないと認められるときは、当該入札は無効とします。内訳書が添付されていない場合((4)の規定により無効となった場合を含む。)も、当該入札は無効とします。

(6) 提案書等の提出がない場合((4)の規定により無効となった場合を含む。)は、当該入札は無効とします。

(7) 入札を無効とした場合、提案書等は返却しないものとします。

神戸市公告第315号

当該開発区域(工区)の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年7月6日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

神戸市西区伊川谷町前開字伊勢才795番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市須磨区白川字不計5番地の1 グリーンハイツ白川102号

松井 由樹

3 許可番号

令和3年4月19日 第8002号

水 道 局

神戸市水道公告第23号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月23日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項

工 事 名	須磨（友が丘）配水管取替工事No. 4
工事場所	神戸市須磨区友が丘9丁目他
完成期限	本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が示した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）内で、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。なお、落札者は契約締結までに様式第8号の2により、工期の始期日及び終期日を通知すること。 余裕期間内は、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。 全体工期：令和4年2月28日 (余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで)
工事概要	布設延長 (m)：φ75-4.4, φ100-154.8, φ150-13.3, φ300-702.0, 電送管FEP φ80-1408.5m 撤去延長 (m)：φ75-4.4, φ100-20.4, φ150-146.0, φ300-696.9, 電送管VP φ82-1386.7m
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。

<p>等級</p>	<p>土木A, B, C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。</p>
<p>施工実績</p>	<p>水道管開削工事（他都市含めCORINS登録のある工事）を平成23年度以降に完成させた施工実績があること。 また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。 ただし、等級が土木A又はBのものは施工実績の提出は不要とする。</p>
<p>その他</p>	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。 ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課（電話番号 078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

<p>受付期間</p>	<p>令和3年6月23日（水）～7月6日（火）</p>
-------------	-----------------------------

	※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年7月7日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月8日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年7月9日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

交 通 局

神戸市交通公告第18号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月18日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

1 入札に付する事項

工 事 名	西神中央駅ステンドグラス改修工事
工事場所	神戸市西区糺台5丁目
完成期限	令和3年11月30日
工事概要	ステンドグラス・上部庇改修工事，天井・手摺壁アルミ鋼板塗装改修工事，床タイル改修工事
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は，開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は，特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可
等級	建築一般B又はC ただし，入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した，契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお，工事实績がない場合については，65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を，低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した，契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。

・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。
 ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
 ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
 神戸市行財政局契約監理課（電話番号 078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年6月18日（金）～6月25日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 令和3年6月28日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月29日（火）午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日時	令和3年6月30日（水）午前10時30分
方法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見るすることができます。

訂 正

令和3年4月13日付け神戸市公報第3704号に掲載の神戸市人事委員会規則第23号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

(320～329ページ)

【誤】

第1条 管理職手当の支給に関する規則（昭和37年7月人委規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1				別表第1			
任命権者の組織	職	支給額	支給区分	任命権者の組織	職	支給額	支給区分
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
市長	[略]	[略]	[略]	市長	[略]	[略]	[略]
市長室	[略]	[略]	[略]	市長室	[略]	[略]	[略]
	ホームページ監理官，広聴専門官	[略]	[略]		広聴専門官	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
企画調整局	[略]	[略]	[略]	企画調整局	[略]	[略]	[略]
	つなぐラボ所長，連携推進専門官，情報システム専門官， <u>総括イノベーション専門官</u> ，イノベーション専門官（級別基準職務表の適用範囲に関する規則（平成28年4月人委規則第6号）別表第1において職務の級が6級と定められている者に限る。）	[略]	[略]		つなぐラボ所長，連携推進専門官，情報システム専門官，イノベーション専門官（級別基準職務表の適用範囲に関する規則（平成28年4月人委規則第6号）別表第1において職務の級が6級と定められている者に限る。）	[略]	[略]
行財政局	[略]	[略]	[略]	行財政局	[略]	[略]	[略]
	業務改革専門官	[略]	[略]		業務改革専門官， <u>法務監察専門官</u>	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
文化スポーツ局	中央図書館長， <u>博物館長</u>	[略]	[略]	文化スポーツ局	中央図書館長	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	国際スポーツ室長，小磯記念美	[略]	[略]		国際スポーツ室長，小磯記念美	[略]	[略]

	術館事務室長， 公民館長		
福祉局	和光園長	乙	3種
	障害者福祉センター所長，障害者更生相談所長，発達障害者支援センター長，ひきこもり支援室長，特別指導監査専門官	[略]	[略]
健康局	保健所長	[略]	[略]
	東部衛生監視事務所長	乙	3種
	墓園管理センター長，斎場管理センター長，口腔保健支援センター長，西部衛生監視事務所長，健康科学研究所長，健康科学研究所部長，健康科学研究所副所長，食品衛生検査所長，食肉衛生検査所長，精神保健福祉センター所長，保健センター長	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
環境局	事業所長，自動車管理事務所長，クリーンセンター所長，布施畑環境センタ	[略]	[略]
	術館事務室長		
福祉局	和光園長，障害者福祉センター所長，障害者更生相談所長，さざんか療護園長，発達障害者支援センター長，ひきこもり支援室長	[略]	[略]
健康局	保健所長	[略]	[略]
	墓園管理センター長，斎場管理センター長，口腔保健支援センター長，衛生監視事務所長，環境保健研究所長，環境保健研究所部長，環境保健研究所副所長，食品衛生検査所長，食肉衛生検査所長，精神保健福祉センター所長，保健センター長	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
環境局	事業所長，自動車管理事務所長，クリーンセンター所長（妙賀山クリーンセ	[略]	[略]

改正後				改正前			
別表第2				別表第2			
組 織 の 区 分	職	支給額	再任用 職員の 支給額	組 織 の 区 分	職	支給額	再任用 職員の 支給額
教 育 委 員 会	地区統括 官 [略]	<u>78,700</u> 円 [略]	<u>68,700</u> 円 [略]	教 育 委 員 会	地区統括 官 [略]	<u>107,000</u> 円 [略]	<u>96,300</u> 円 [略]
備考				備考			
<p>1 本表の職欄に掲げる職にある職員であつて再任用職員であるものの管理職手当の月額は、再任用職員の支給額欄に掲げる額とする。</p> <p>2 本表の職欄において地区統括官の職のうち、任命権者が特に必要があると認めるものについては、支給額を<u>107,000円</u>、そのうち再任用職員であるものについては、支給額を<u>96,300円</u>とする。</p>				<p>本表の職欄に掲げる職にある職員であつて再任用職員であるものの管理職手当の月額は、再任用職員の支給額欄に掲げる額とする。</p>			

第2条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月人委規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条，第4条関係）		別表（第2条，第4条関係）	
任命権者の組織	職	任命権者の組織	職
各任命権者共通	局長 担当局長 副局長 部長 次長 担当部長 課長 担当課長 担当係長（局の職員の人事及び服務に関する事務を担当する者に限る。）	各任命権者共通	局長 担当局長 副局長 部長 次長 担当部長 課長 担当課長
[略]	[略]	[略]	[略]
市長室	室長 ホームページ監理官 広聴専門官 秘書課担当係長	市長室	室長 広聴専門官 秘書課総務係長及び担当係長
危機管理室	室長	危機管理室	室長 総務担当の担当係長
会計室	室長	会計室	室長 総務担当の担当係長
企画調整局	本部長 所長 連携推進専門官 情報システム専門官 総括イノベーション専門官 イノベーション専門官（級別基準職務表の適用範囲に関する規則（平成28年4月人委規則第6号）別表第1において職務の級が6級と定められている者に限る。）	企画調整局	本部長 所長 連携推進専門官 情報システム専門官 イノベーション専門官（級別基準職務表の適用範囲に関する規則（平成28年4月人委規則第6号）別表第1において職務の級が6級と定められている者に限る。） 企画課企画第1係長及び担当係長（派遣職員の人事，給与及び服務に関する特に重要な企画事務を担当する者に限る。）
[略]	[略]	[略]	[略]
行財政局	業務改革専門官 主任相談員 センター長 業務改革課担当係長（行財政改善の推進に関する特に重要な事務を担当する者に限る。） 庁舎課及び区役所課担当係長（勤務条件の変更に関する特に重要な企画事務を担当する者に限る。） 法務支援課担当係長	行財政局	業務改革専門官 法務監察専門官 主任相談員 センター長 業務改革課総務係長，企画係長及び担当係長（派遣職員の人事，給与及び服務に関する特に重要な企画事務を担当する者並びに行財政改善の推進に関する特に重要な事務を担当する者に限る。） 庁

	<p>(人事、給与及び服務に関する条例、規則等の審査事務を担当する者に限る。)</p> <p>法務支援課事務職員(人事、給与及び服務に関する条例、規則等の審査事務を担当する者に限る。)</p> <p>人事課、組織制度課及び給与課担当係長</p> <p>人事課、組織制度課及び給与課事務職員(人事、給与及び服務に関する企画事務を担当する者に限る。)</p> <p>厚生課担当係長(職員の厚生福利に関する計画の策定及び実施に関する事務を担当する者に限る。)</p> <p>総務事務センター担当係長(職員の給与支給を担当するものに限る。)</p> <p>財務課担当係長</p>
[略]	[略]
文化スポーツ局	室長
[略]	[略]
中央図書館	[略]

	<p>舎課庁舎管理係長及び担当係長(勤務条件の変更に関する特に重要な企画事務を担当する者に限る。)</p> <p>区役所課区政係長及び担当係長(勤務条件の変更に関する特に重要な企画事務を担当する者に限る。)</p> <p>法務支援課政策法務係長及び担当係長(人事、給与及び服務に関する条例、規則等の審査事務を担当する者に限る。)</p> <p>法務支援課の事務職員(人事、給与及び服務に関する条例、規則等の審査事務を担当する者に限る。)</p> <p>人事課、組織制度課及び給与課の担当係長</p> <p>人事課、組織制度課及び給与課の事務職員(人事、給与及び服務に関する企画事務を担当する者に限る。)</p> <p>厚生課福利係長、衛生管理係長及び担当係長(職員の厚生福利に関する計画の策定及び実施に関する事務を担当する者に限る。)</p> <p>総務事務センター担当係長(職員の給与支給を担当するものに限る。)</p> <p>財務課の係長及び担当係長</p>
[略]	[略]
文化スポーツ局	室長 <u>スポーツ企画課担当係長(派遣職員の人事、給与及び服務に関する特に重要な企画事務を担当する者に限る。)</u>
[略]	[略]
中央図書館	[略]

公民館	館長
福祉局	特別指導監査専門官
[略]	[略]
障害者更生相談所	[略]
[略]	[略]
健康局	
[略]	[略]
健康科学研究所	[略]
[略]	[略]
こども家庭局	
[略]	[略]
環境局	
[略]	[略]
クリーンセンター	[略]

福祉局	政策課政策係長及び担当係長 (局の職員の人事及びサービスに関する事務を担当する者並びに派遣職員の人事、給与及びサービスに関する特に重要な企画事務を担当する者に限る。)
[略]	[略]
障害者更生相談所	[略]
さざんか療護園	園長
[略]	[略]
健康局	政策課政策係長
[略]	[略]
環境保健研究所	[略]
[略]	[略]
こども家庭局	こども企画課総務係長及び担当係長 (局の職員の人事及びサービスに関する事務を担当する者並びに派遣職員の人事、給与及びサービスに関する特に重要な企画事務を担当する者に限る。)
[略]	[略]
環境局	環境政策課総務係長 事業管理課担当係長 (部内の人事及びサービスに関する事務を担当する者に限る。)
[略]	[略]
クリーンセンター	[略]
クリーンセンター	[略]
クリーンセンター	[略]

[略]	[略]
経済観光局	本部長 都市型創造産業統括プロデューサー
[略]	[略]
建設局	本部長
[略]	[略]
都市局	本部長
[略]	[略]
港湾局	
[略]	[略]
区役所	区長 北神担当区長 北神区役所市民課総務係長
[略]	[略]
西神中央出張所	[略]
教育委員会事務局	事務局長 教育次長 地区統括官 室長 総務課総務係長

	一、苅藻島クリーンセンター及び落合クリーンセンターを除く。)
[略]	[略]
経済観光局	本部長 都市型創造産業統括プロデューサー 経済政策課総務係長
[略]	[略]
建設局	本部長 総務課総務係長及び担当係長（派遣職員の人事、給与及び服務に関する特に重要な企画事務を担当する者に限る。）
[略]	[略]
都市局	本部長 総務課総務係長及び担当係長（派遣職員の人事、給与及び服務に関する特に重要な企画事務を担当する者に限る。）
[略]	[略]
建築住宅局	住宅政策課総務係長
港湾局	経営企画課経営企画係長及び調整係長
[略]	[略]
区役所	区長 北神担当区長 総務課総務係長 北神区役所市民課総務係長
[略]	[略]
出張所	[略]
教育委員会事務局	事務局長 教育次長 地区統括官 室長 総務課総務係長

	及び担当係長（人事，給与及びサービスに関する条例，規則等の審査事務を担当する者並びに行財政改善の推進に関する特に重要な事務を担当する者に限る。） 教職員課担当係長（事務局内の人事，定数管理，給与及びサービスに関する事務を担当する者に限る。） 教職員課事務職員（事務局内の人事，定数管理，給与及びサービスに関する企画事務を担当する者に限る。） 担当係長（神戸市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第3条第1項第3号に掲げる給料表（同号ア及びエを除く）の適用を受ける者に限る。）
総合教育センター	所長 副所長
[略]	[略]
選挙管理委員会事務局	事務局長
[略]	[略]
監査事務局	事務局長
[略]	[略]
市会事務局	事務局長

	及び担当係長（人事，給与及びサービスに関する条例，規則等の審査事務を担当する者並びに行財政改善の推進に関する特に重要な事務を担当する者に限る。） 教職員課福利係長，給与支給係長，労務制度係長，人事係長，組織定数係長，任用係長及び担当係長（事務局内の人事，給与及びサービスに関する企画事務並びに派遣職員の人事，給与及びサービスに関する企画事務を担当する者に限る。） 教職員課労務制度係，人事係及び組織定数係の事務職員（事務局内の人事，給与及びサービスに関する企画事務並びに派遣職員の人事，給与及びサービスに関する企画事務を担当する者に限る。） 担当係長（神戸市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第3条第1項第3号に掲げる給料表（同号ア及びエを除く）の適用を受ける者に限る。）
公民館	館長
総合教育センター	所長
[略]	[略]
選挙管理委員会事務局	事務局長 総務担当の担当係長
[略]	[略]
監査事務局	事務局長 第1課総務担当の担当係長 d
[略]	[略]
市会事務局	事務局長 総務課総務係長

第3条 級別基準職務表の適用範囲に関する規則（平成28年4月人委規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

	医療イノベーション専門官の職務	[略]	[略]
	文書改革専門官の職務	行財政局	業務改革課
	[略]	[略]	[略]
6級	所長の職務	[略]	[略]
		健康局	西部衛生監視事務所, 健康科学研究所, 食品衛生検査所, 食肉衛生検査所
		[略]	[略]
		環境局	事業所, 自動車管理事務所, クリーンセンター, 布施畑環境センター
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	事務室長の職務	文化スポーツ局	小磯記念美術館
	[略]	[略]	[略]
	館長の職務	文化スポーツ局	小磯記念美術館, 神戸ゆかりの美術館, 公民館
	園長の職務	こども家庭局	若葉学園

	医療イノベーション専門官の職務	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
6級	所長の職務	[略]	[略]
		健康局	衛生監視事務所, 環境保健研究所, 食品衛生検査所, 食肉衛生検査所
		[略]	[略]
		環境局	事業所, 自動車管理事務所, 東クリーンセンター, 港島クリーンセンター, 西クリーンセンター, 布施畑環境センター
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	事務室長の職務	文化スポーツ局	小磯記念美術館
	[略]	[略]	[略]
	館長の職務	文化スポーツ局	小磯記念美術館, 神戸ゆかりの美術館
		教育委員会事務局	公民館
	園長の職務	福祉局	和光園, さざんか療護園

部長の職務	[略]	健康科学研究所	
副所長の職務	[略]	[略]	
	建設局	[略]	
	教育委員会事務局	総合教育センター	
[略]	[略]	[略]	
事務長の職務	[略]	摩耶兵庫高等学校及び神港橋高等学校	
ホームページ監理官の職務	市長室	広報戦略部	
[略]	[略]	[略]	
連携推進専門官の職務	[略]		
情報システム専門官の職務	[略]	デジタル戦略部	
総括イノベーション専門官の職務	企画調整局	新産業部	
イノベーション専門官の職務	[略]	新産業部	

	こども家庭局	若葉学園	
部長の職務	[略]	環境保健研究所	
副所長の職務	[略]	[略]	
	建設局	[略]	
[略]	[略]	[略]	
事務長の職務	[略]	神港橋高等学校	
[略]	[略]	[略]	
連携推進専門官の職務	[略]	つなぐラボ	
情報システム専門官の職務	[略]	情報化戦略部	
イノベーション専門官の職務	[略]	新産業課	

	主任相談員の職務	[略]	
	特別指導監査専門官の職務	福祉局	監査指導部
	[略]	[略]	
	場長の職務	[略]	[略]
7級	[略]	[略]	
	所長の職務	[略]	[略]
		行財政局	[略]
		健康局	東部衛生監視事務所
		[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	園長の職務	福祉局 建設局	和光園 王子動物園
	[略]	[略]	[略]
	事務局長の職務	文化スポーツ局	博物館
	事務局長の職務	事務局長の職務	農業委員会
	事務室長の職務	教育委員会事務局	高等専門学校事務室
	[略]	[略]	[略]
	業務改革専門官の職務	[略]	

	主任相談員の職務	[略]	
	[略]	[略]	
	場長の職務	[略]	[略]
	事務局長の職務	農業委員会	
7級	[略]	[略]	
	所長の職務	[略]	[略]
		行財政局	[略]
		[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	園長の職務	建設局	王子動物園
	[略]	[略]	[略]
	事務局長の職務	文化スポーツ局	博物館
	[略]	[略]	[略]
	業務改革専門官の職務	[略]	
	法務監察専門	行財政局	

[略]	[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----	-----

別表第3 教育職給料表(2)

職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称
3級	担当係長の職務	[略]	学校教育課, 児童生徒課
4級	[略]	[略]	[略]
	担当部長の職務	[略]	学校教育部
	[略]	[略]	[略]

別表第5 教育職給料表(5)

職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称
4級	担当係長の職務	[略]	[略]
		こども家庭局	[略]
		[略]	[略]
5級	[略]	[略]	[略]
		教育委員会事務局	教職員課, 健康教育課, 学校教育課, 教科指導課, 児童生徒課, 特別支援教育課, 研修育成課

官の職務			
[略]	[略]	[略]	[略]

別表第3 教育職給料表(2)

職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称
3級	担当係長の職務	[略]	学校環境整備課, 学校教育課, 児童生徒課
4級	[略]	[略]	[略]
	担当部長の職務	[略]	総務部
	[略]	[略]	[略]

別表第5 教育職給料表(5)

職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称
4級	担当係長の職務	[略]	[略]
		こども家庭局	[略]
		中央区役所	まちづくり課
		[略]	[略]
5級	[略]	[略]	[略]
		教育委員会事務局	教職員課, 学校教育課, 教科指導課, 児童生徒課, 特別支援教育課, 研修育成課

第4条 神戸市職員の初任給，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（令和3年3月人委規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは，当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは，当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(人事交流等により異動した場合の給料月額)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の給料月額について、第3条から第6条までの規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、<u>人事委員会の承認を得て定めるところにより、又はあらかじめ人事委員会の承認を得てその者の給料月額を決定することができる。</u></p> <p>(1) 給料表の適用を受けない市の職員</p> <p>(2) 他の地方公共団体の職員</p> <p>(3) 国家公務員</p> <p>(4) 人事委員会が前3号に掲げる者に準ずると認める者</p> <p>(初任給基準を異にする異動)</p> <p>第11条 職員を一の職から給料表の適用を異にすることなく、初任給基準表又は第3条第4項に定める表に異なる初任給の定めがある他の職に異動させる場合におけるその者の給料月額は、<u>人事委員会の承認を得て定めるところにより、又はあらかじめ人事委員会の承認を得て決定するも</u></p>	<p>(人事交流等により異動した場合の給料月額)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の給料月額について、第3条から第6条までの規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、<u>あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の給料月額を決定することができる。</u></p> <p>(1) 給料表の適用を受けない市の職員</p> <p>(2) 他の地方公共団体の職員</p> <p>(3) 国家公務員</p> <p>(4) 人事委員会が前3号に掲げる者に準ずると認める者</p> <p>(初任給基準を異にする異動)</p> <p>第11条 職員を一の職から給料表の適用を異にすることなく、初任給基準表又は第3条第4項に定める表に異なる初任給の定めがある他の職に異動させる場合におけるその者の給料月額は、<u>あらかじめ人事委員会の承認を得て決定するものとする。</u></p>

のとする。	
-------	--

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行し、令和3年3月23日から適用する。

【正】

第1条 管理職手当の支給に関する規則（昭和37年7月人委規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1				別表第1			
任命権者の組織	職	支給額	支給区分	任命権者の組織	職	支給額	支給区分
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
市長	[略]	[略]	[略]	市長	[略]	[略]	[略]
市長室	[略]	[略]	[略]	市長室	[略]	[略]	[略]
	ホームページ監理官，広聴専門官	[略]	[略]		広聴専門官	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
企画調整局	[略]	[略]	[略]	企画調整局	[略]	[略]	[略]
	つなぐラボ所長，連携推進専門官，情報システム専門官， <u>総括イノベーション専門官</u> ，イノベーション専門官（級別基準職務表の適用範囲に関する規則（平成28年4月人委規則第6号）別表第1において職務の級が6級と定められている者に限る。）	[略]	[略]		つなぐラボ所長，連携推進専門官，情報システム専門官，イノベーション専門官（級別基準職務表の適用範囲に関する規則（平成28年4月人委規則第6号）別表第1において職務の級が6級と定められている者に限る。）	[略]	[略]
行財政局	[略]	[略]	[略]	行財政局	[略]	[略]	[略]
	業務改革専門官	[略]	[略]		業務改革専門官， <u>法務監察専門官</u>	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
文化スポーツ局	中央図書館長， <u>博物館長</u>	[略]	[略]	文化スポーツ局	中央図書館長	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	国際スポーツ室長，小磯記念美	[略]	[略]		国際スポーツ室長，小磯記念美	[略]	[略]

	術館事務室長， 公民館長		
福祉局	和光園長	乙	3種
	障害者福祉センター所長，障害者更生相談所長，発達障害者支援センター長，ひきこもり支援室長，特別指導監査専門官	[略]	[略]
健康局	保健所長	[略]	[略]
	東部衛生監視事務所長	乙	3種
	墓園管理センター長，斎場管理センター長，口腔保健支援センター長，西部衛生監視事務所長，健康科学研究所長，健康科学研究所部長，健康科学研究所副所長，食品衛生検査所長，食肉衛生検査所長，精神保健福祉センター所長，保健センター長	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

	術館事務室長		
福祉局	和光園長，障害者福祉センター所長，障害者更生相談所長，さざんか療護園長，発達障害者支援センター長，ひきこもり支援室長	[略]	[略]
健康局	保健所長	[略]	[略]
	墓園管理センター長，斎場管理センター長，口腔保健支援センター長，衛生監視事務所長，環境保健研究所長，環境保健研究所部長，環境保健研究所副所長，食品衛生検査所長，食肉衛生検査所長，精神保健福祉センター所長，保健センター長	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

環境局	事業所長, 自動車管理事務所長, クリーンセンター所長, 布施畑環境センター所長	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
区役所, 区役所支所及び西區役所西神中央出張所	[略]	[略]	[略]
[略]	西神中央出張所長	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
教育委員会	[略]	[略]	[略]
[略]	総合教育センター所長, 高等専門学校事務室長	[略]	[略]
[略]	監理室長, 総合教育センター副所長, 高等学校事務長	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
農業委員会	事務局長	乙	3種
[略]	[略]	[略]	[略]

環境局	事業所長, 自動車管理事務所長, クリーンセンター所長(妙賀山クリーンセンター所長, 苅藻島クリーンセンター所長及び落合クリーンセンター所長を除く。), 布施畑環境センター所長	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
区役所, 区役所支所及び区役所出張所	[略]	[略]	[略]
[略]	出張所長	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
教育委員会	[略]	[略]	[略]
[略]	総合教育センター所長	[略]	[略]
[略]	監理室長, 公民館長, 高等専門学校事務室長, 高等学校事務長	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
農業委員会	事務局長	丙	1種
[略]	[略]	[略]	[略]

改正後				改正前			
別表第2				別表第2			
組 織 の 区 分	職	支給額	再任用 職員の 支給額	組 織 の 区 分	職	支給額	再任用 職員の 支給額
教 育 委 員 会	地区統括 官 [略]	<u>78,700</u> 円 [略]	<u>68,700</u> 円 [略]	教 育 委 員 会	地区統括 官 [略]	<u>107,000</u> 円 [略]	<u>96,300</u> 円 [略]
備考				備考			
<p>1 本表の職欄に掲げる職にある職員であつて再任用職員であるものの管理職手当の月額は、再任用職員の支給額欄に掲げる額とする。</p> <p>2 本表の職欄において地区統括官の職のうち、任命権者が特に必要があると認めるものについては、支給額を<u>107,000円</u>、そのうち再任用職員であるものについては、支給額を<u>96,300円</u>とする。</p>				<p>本表の職欄に掲げる職にある職員であつて再任用職員であるものの管理職手当の月額は、再任用職員の支給額欄に掲げる額とする。</p>			

第2条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月人委規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条，第4条関係）		別表（第2条，第4条関係）	
任命権者の組織	職	任命権者の組織	職
各任命権者共通	局長 担当局長 副局長 部長 次長 担当部長 課長 担当課長 担当係長（局の職員の人事及び服務に関する事務を担当する者に限る。）	各任命権者共通	局長 担当局長 副局長 部長 次長 担当部長 課長 担当課長
[略]	[略]	[略]	[略]
市長室	室長 ホームページ監理官 広聴専門官 秘書課担当係長	市長室	室長 広聴専門官 秘書課総務係長及び担当係長
危機管理室	室長	危機管理室	室長 総務担当の担当係長
会計室	室長	会計室	室長 総務担当の担当係長
企画調整局	本部長 所長 連携推進専門官 情報システム専門官 総括イノベーション専門官 イノベーション専門官（級別基準職務表の適用範囲に関する規則（平成28年4月人委規則第6号）別表第1において職務の級が6級と定められている者に限る。）	企画調整局	本部長 所長 連携推進専門官 情報システム専門官 イノベーション専門官（級別基準職務表の適用範囲に関する規則（平成28年4月人委規則第6号）別表第1において職務の級が6級と定められている者に限る。） 企画課企画第1係長及び担当係長（派遣職員の人事，給与及び服務に関する特に重要な企画事務を担当する者に限る。）
[略]	[略]	[略]	[略]
行財政局	業務改革専門官 主任相談員 センター長 業務改革課担当係長（行財政改善の推進に関する特に重要な事務を担当する者に限る。） 庁舎課及び区役所課担当係長（勤務条件の変更に関する特に重要な企画事務を担当する者に限る。）	行財政局	業務改革専門官 法務監察専門官 主任相談員 センター長 業務改革課総務係長，企画係長及び担当係長（派遣職員の人事，給与及び服務に関する特に重要な企画事務を担当する者並びに行財政改善の推進に関する特に重要な事務

る。) 法務支援課担当係長
 (人事, 給与及び服務に関する条例, 規則等の審査事務を担当する者に限る。) 法務支援課事務職員 (人事, 給与及び服務に関する条例, 規則等の審査事務を担当する者に限る。) 人事課, 組織制度課及び給与課担当係長 人事課, 組織制度課及び給与課事務職員 (人事, 給与及び服務に関する企画事務を担当する者に限る。) 厚生課担当係長 (職員の厚生福利に関する計画の策定及び実施に関する事務を担当する者に限る。) 総務事務センター担当係長 (職員の給与支給を担当するものに限る。) 財務課担当係長

を担当する者に限る。) 庁舎課庁舎管理係長及び担当係長(勤務条件の変更に関する特に重要な企画事務を担当する者に限る。) 区役所課区政係長及び担当係長(勤務条件の変更に関する特に重要な企画事務を担当する者に限る。) 法務支援課政策法務係長及び担当係長(人事, 給与及び服務に関する条例, 規則等の審査事務を担当する者に限る。) 法務支援課の事務職員(人事, 給与及び服務に関する条例, 規則等の審査事務を担当する者に限る。) 人事課, 組織制度課及び給与課の担当係長 人事課, 組織制度課及び給与課の事務職員(人事, 給与及び服務に関する企画事務を担当する者に限る。) 厚生課福利係長, 衛生管理係長及び担当係長 (職員の厚生福利に関する計画の策定及び実施に関する事務を担当する者に限る。) 総務事務センター担当係長 (職員の給与支給を担当するものに限る。) 財務課の係長及び担当係長

[略]	[略]
文化スポーツ局	室長
[略]	[略]
中央図書	[略]

[略]	[略]
文化スポーツ局	室長 スポーツ企画課担当係長 (派遣職員の人事, 給与及び服務に関する特に重要な企画事務を担当する者に限る。)
[略]	[略]
中央図書	[略]

館	
公民館	館長
福祉局	特別指導監査専門官
[略]	[略]
障害者更生相談所	[略]
[略]	[略]
健康局	
[略]	[略]
健康科学研究所	[略]
[略]	[略]
こども家庭局	
[略]	[略]
環境局	
[略]	[略]
クリーンセンター	[略]

館	
福祉局	政策課政策係長及び担当係長 (局の職員の人事及びサービスに関する事務を担当する者並びに派遣職員の人事、給与及びサービスに関する特に重要な企画事務を担当する者に限る。)
[略]	[略]
障害者更生相談所	[略]
さざんか療護園	園長
[略]	[略]
健康局	政策課政策係長
[略]	[略]
環境保健研究所	[略]
[略]	[略]
こども家庭局	こども企画課総務係長及び担当係長 (局の職員の人事及びサービスに関する事務を担当する者並びに派遣職員の人事、給与及びサービスに関する特に重要な企画事務を担当する者に限る。)
[略]	[略]
環境局	環境政策課総務係長 事業管理課担当係長 (部内の人事及びサービスに関する事務を担当する者に限る。)
[略]	[略]
クリーンセンター	[略]
クリーンセンター	[略]

			一、苜藻 島クリー ンセンタ ー及び落 合クリー ンセンタ ーを除 く。)
[略]	[略]	[略]	[略]
経済観光局	本部長 都市型創造産業統括 プロデューサー	経済観光局	本部長 都市型創造産業統括 プロデューサー 経済政策課 総務係長
[略]	[略]	[略]	[略]
建設局	本部長	建設局	本部長 総務課総務係長及び 担当係長（派遣職員の人事、 給与及び服務に関する特に重 要な企画事務を担当する者に 限る。）
[略]	[略]	[略]	[略]
都市局	本部長	都市局	本部長 総務課総務係長及び 担当係長（派遣職員の人事、 給与及び服務に関する特に重 要な企画事務を担当する者に 限る。）
[略]	[略]	[略]	[略]
港湾局		建築住宅局	住宅政策課総務係長
[略]	[略]	港湾局	経営企画課経営企画係長及び 調整係長
[略]	[略]	[略]	[略]
区役所	区長 北神担当区長 北神区 役所市民課総務係長	区役所	区長 北神担当区長 総務課 総務係長 北神区役所市民課 総務係長
[略]	[略]	[略]	[略]
西神中央 出張所	[略]	出張所	[略]
教育委員会事 務局	事務局長 教育次長 地区統 括官 室長 総務課総務係長 及び担当係長（人事、給与及	教育委員会事 務局	事務局長 教育次長 地区統 括官 室長 総務課総務係長 及び担当係長（人事、給与及

び服務に関する条例，規則等の審査事務を担当する者並びに行財政改善の推進に関する特に重要な事務を担当する者に限る。) 教職員課担当係長(事務局内の人事，定数管理，給与及び服務に関する事務を担当する者に限る。) 教職員課事務職員(事務局内の人事，定数管理，給与及び服務に関する企画事務を担当する者に限る。) 担当係長(神戸市職員の給与に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第3条第1項第3号に掲げる給料表(同号ア及びエを除く)の適用を受ける者に限る。)

び服務に関する条例，規則等の審査事務を担当する者並びに行財政改善の推進に関する特に重要な事務を担当する者に限る。) 教職員課福利係長，給与支給係長，労務制度係長，人事係長，組織定数係長，任用係長及び担当係長(事務局内の人事，給与及び服務に関する企画事務並びに派遣職員の人事，給与及び服務に関する企画事務を担当する者に限る。) 教職員課労務制度係，人事係及び組織定数係の事務職員(事務局内の人事，給与及び服務に関する企画事務並びに派遣職員の人事，給与及び服務に関する企画事務を担当する者に限る。) 担当係長(神戸市職員の給与に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第3条第1項第3号に掲げる給料表(同号ア及びエを除く)の適用を受ける者に限る。)

総合教育センター	所長 副所長
[略]	[略]
選挙管理委員会事務局	事務局長
[略]	[略]
監査事務局	事務局長
[略]	[略]
市会事務局	事務局長

公民館	館長
総合教育センター	所長
[略]	[略]
選挙管理委員会事務局	事務局長 総務担当の担当係長
[略]	[略]
監査事務局	事務局長 第1課総務担当の担当係長
[略]	[略]
市会事務局	事務局長 総務課総務係長

第3条 級別基準職務表の適用範囲に関する規則（平成28年4月人委規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前					
別表第1 行政職給料表				別表第1 行政職給料表					
職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称	職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称		
5級	所長の職務	[略]	[略]	5級	所長の職務	[略]	[略]		
		こども家庭局	[略]			こども家庭局	[略]		
		[略]	[略]			環境局	妙賀山クリーンセンター, 苅藻島クリーンセンター, 落合クリーンセンター		
		区役所	出張所(西神中央出張所を除く。)			[略]	[略]		
		[略]	[略]			[略]	[略]		
		[略]	[略]			[略]	[略]		
		事務長の職務	教育委員会事務局			高等学校(摩耶兵庫高等学校及び神港橋高等学校を除く。)	事務長の職務	教育委員会事務局	高等学校(神港橋高等学校を除く。)
		[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]
		副園長の職務	[略]			和光園	副園長の職務	[略]	和光園, さざんか療護園
		副部長の職務	[略]			健康科学研究所	副部長の職務	[略]	環境保健研究所
副館長の職務	文化スポーツ局	[略]	副館長の職務	教育委員会事務局	[略]				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]				
デジタル化専門官の職務	企画調整局	デジタル戦略部	デジタル化専門官の職務	企画調整局	情報化戦略部				
	行財政局	業務改革課							
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]				

	医療イノベーション専門官の職務	[略]	[略]
	文書改革専門官の職務	行財政局	業務改革課
	[略]	[略]	[略]
6級	所長の職務	[略]	[略]
		健康局	西部衛生監視事務所, 健康科学研究所, 食品衛生検査所, 食肉衛生検査所
		[略]	[略]
		環境局	事業所, 自動車管理事務所, クリーンセンター, 布施畑環境センター
	[略]	[略]	[略]
	事務室長の職務	文化スポーツ局	小磯記念美術館
	[略]	[略]	[略]
	館長の職務	文化スポーツ局	小磯記念美術館, 神戸ゆかりの美術館, 公民館
	園長の職務	こども家庭局	若葉学園

	医療イノベーション専門官の職務	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
6級	所長の職務	[略]	[略]
		健康局	衛生監視事務所, 環境保健研究所, 食品衛生検査所, 食肉衛生検査所
		[略]	[略]
		環境局	事業所, 自動車管理事務所, 東クリーンセンター, 港島クリーンセンター, 西クリーンセンター, 布施畑環境センター
	[略]	[略]	[略]
	事務室長の職務	文化スポーツ局 教育委員会事務局	小磯記念美術館 高等専門学校事務室
	[略]	[略]	[略]
	館長の職務	文化スポーツ局 教育委員会事務局	小磯記念美術館, 神戸ゆかりの美術館 公民館
	園長の職務	福祉局	和光園, さざんか療護園

部長の職務	[略]	健康科学研究所	
副所長の職務	[略]	[略]	
	建設局	[略]	
	教育委員会事務局	総合教育センター	
[略]	[略]	[略]	
事務長の職務	[略]	摩耶兵庫高等学校及び神港橋高等学校	
ホームページ監理官の職務	市長室	広報戦略部	
[略]	[略]	[略]	
連携推進専門官の職務	[略]		
情報システム専門官の職務	[略]	デジタル戦略部	
総括イノベーション専門官の職務	企画調整局	新産業部	
イノベーション専門官の職務	[略]	新産業部	

	こども家庭局	若葉学園	
部長の職務	[略]	環境保健研究所	
副所長の職務	[略]	[略]	
	建設局	[略]	
[略]	[略]	[略]	
事務長の職務	[略]	神港橋高等学校	
[略]	[略]	[略]	
連携推進専門官の職務	[略]	つなぐラボ	
情報システム専門官の職務	[略]	情報化戦略部	
イノベーション専門官の職務	[略]	新産業課	

	主任相談員の職務	[略]	
	特別指導監査専門官の職務	福祉局	監査指導部
	[略]	[略]	
	場長の職務	[略]	[略]
7級	[略]	[略]	
	所長の職務	[略]	[略]
		行財政局	[略]
		健康局	東部衛生監視事務所
		[略]	[略]
		[略]	[略]
	園長の職務	福祉局	和光園
		建設局	王子動物園
	[略]	[略]	[略]
	事務局長の職務	文化スポーツ局	博物館
		事務局長の職務	農業委員会
	事務室長の職務	教育委員会事務局	高等専門学校事務室
	[略]	[略]	[略]
	業務改革専門官の職務	[略]	

	主任相談員の職務	[略]	
	[略]	[略]	
	場長の職務	[略]	[略]
	事務局長の職務	農業委員会	
7級	[略]	[略]	
	所長の職務	[略]	[略]
		行財政局	[略]
		[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	園長の職務	建設局	王子動物園
	[略]	[略]	[略]
	事務局長の職務	文化スポーツ局	博物館
	[略]	[略]	[略]
	業務改革専門官の職務	[略]	

[略]	[略]	[略]	[略]

	法務監察専門官の職務	行財政局	
[略]	[略]	[略]	[略]

別表第3 教育職給料表(2)

職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称
3級	担当係長の職務	[略]	学校教育課, 児童生徒課
4級	[略]	[略]	[略]
	担当部長の職務	[略]	学校教育部
	[略]	[略]	[略]

別表第3 教育職給料表(2)

職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称
3級	担当係長の職務	[略]	学校環境整備課, 学校教育課, 児童生徒課
4級	[略]	[略]	[略]
	担当部長の職務	[略]	総務部
	[略]	[略]	[略]

別表第5 教育職給料表(5)

職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称
4級	担当係長の職務	[略]	[略]
		こども家庭局	[略]
		[略]	[略]
5級	[略]	[略]	[略]
		教育委員会事務局	教職員課, 健康教育課, 学校教育課, 教科指導課, 児童生徒課, 特別支援教育課, 研修育成課

別表第5 教育職給料表(5)

職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称
4級	担当係長の職務	[略]	[略]
		こども家庭局	[略]
		中央区役所	まちづくり課
		[略]	[略]
5級	[略]	[略]	[略]
		教育委員会事務局	教職員課, 学校教育課, 教科指導課, 児童生徒課, 特別支援教育課, 研修育成課

第4条 神戸市職員の初任給，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（令和3年3月人委規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは，当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは，当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(人事交流等により異動した場合の給料月額)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の給料月額について、第3条から第6条までの規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、<u>人事委員会の承認を得て定めるところにより、又はあらかじめ人事委員会の承認を得てその者の給料月額を決定することができる。</u></p> <p>(1) 給料表の適用を受けない市の職員</p> <p>(2) 他の地方公共団体の職員</p> <p>(3) 国家公務員</p> <p>(4) 人事委員会が前3号に掲げる者に準ずると認める者</p> <p>(初任給基準を異にする異動)</p> <p>第11条 職員を一の職から給料表の適用を異にすることなく、初任給基準表又は第3条第4項に定める表に異なる初任給の定めがある他の職に異動させる場合におけるその者の給料月額は、<u>人事委員会の承認を得て定めるところにより、又はあらかじめ人事委員会の承認を得て決定するも</u></p>	<p>(人事交流等により異動した場合の給料月額)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の給料月額について、第3条から第6条までの規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、<u>あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の給料月額を決定することができる。</u></p> <p>(1) 給料表の適用を受けない市の職員</p> <p>(2) 他の地方公共団体の職員</p> <p>(3) 国家公務員</p> <p>(4) 人事委員会が前3号に掲げる者に準ずると認める者</p> <p>(初任給基準を異にする異動)</p> <p>第11条 職員を一の職から給料表の適用を異にすることなく、初任給基準表又は第3条第4項に定める表に異なる初任給の定めがある他の職に異動させる場合におけるその者の給料月額は、<u>あらかじめ人事委員会の承認を得て決定するものとする。</u></p>

のとする。	
-------	--

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行し、令和3年3月23日から適用する。